

## 平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

<b>施策名</b> 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	<b>評価年月</b>	平成 19 年 4 月
<b>総括部局及び総括課長名</b> 廃棄物・リサイクル対策部 企画課長 紀村英俊		

### 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策			
その他関連する個別計画		循環型社会形成推進基本計画(平成 15 年 3 月)			

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

<b>施策の方針</b>	廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。				
<b>予算動向</b>		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	140,318,766	115,126,516	100,938,947	
	一般会計	140,318,766	115,126,516	100,938,947	
	特別会計	-	-	-	
<b>施策を構成する具体的手段</b>	<p><b>【国内及び国際的な循環型社会の構築】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環型社会形成推進基本計画等の着実な施行。</li> <li>・ 3R イニシアティブの推進及び「ゴミゼロ国際化行動計画」の実行等を通じた、国際協調の推進及び途上国の循環型社会づくりの支援。</li> </ul> <p><b>【循環資源の適正な3Rの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法の円滑な施行等。</li> </ul> <p><b>【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理法の適切な施行等による一般廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。</li> <li>・ 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。</li> </ul> <p><b>【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理法の適切な施行等による産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。</li> <li>・ 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。</li> <li>・ PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施。</li> </ul> <p><b>【廃棄物の不法投棄の防止等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄等の不適正処理の防止、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保。</li> <li>・ 廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保。</li> </ul> <p><b>【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進。</li> </ul>				

### 施策の方針に対する総合的な評価

<p>循環型社会形成推進基本計画に基づき3R推進及び適正処理確保のための取組を総合的に進めており、同計画に掲げる資源生産性、循環利用率、廃棄物最終処分量の目標値については、着実な進展が見られている。一方、同計画の進捗状況の点検(第3回)等を通じて、計画に関係する様々な課題が明らかになりつつある。</p> <p>一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成 12 年度以降減少する傾向にある。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。さらに、焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。</p>
---

循環資源の3Rについては、容器包装リサイクルについて、19年4月の改正法の施行に向けて、必要な政省令等を整備するとともに、レジ袋対策をはじめとする普及啓発事業を展開したところであり、進展があった。食品リサイクル及び家電リサイクルについては、法で定める見直し時期を迎えたことから、それぞれ評価・検討を行い、食品リサイクル法については今国会に改正法案を提出(3月2日、6月6日成立)したところであり、循環型社会形成のための制度の強化を図った。産業廃棄物の排出量は若干増加したが、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。PCB 廃棄物の処理については、全国4箇所の処理施設が操業を開始するなど、平成28年7月までの処理完了という目標に向け進展した。石綿含有廃棄物の処理については、改正法の施行により、処理体制が整備された。

不法投棄対策については、過去の大規模不法投棄事案が新たに発覚するなど課題も多いが、廃棄物処理法の改正など対策の充実が図られてきたことにより、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成に向けて進展があった。

国際的な循環型社会形成については、「3Rイニシアティブ」の下で、平成18年10月にアジアの廃棄物行政担当者が一同に会する会議としては初めての「アジア3R推進会議」を東京で開催するなど、アジアにおける3R推進の重要性を共有することに寄与した。また、アジア各国のパーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物の輸出入に関する事前相談、立入検査等など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展している。

浄化槽の普及率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村は、市町村の合併が進む中、前年度とほぼ同数であり、効率的な生活排水対策が着実に進展している。



### 今後の主な課題

物質フロー指標の検討を含め循環基本計画の見直しを行い、更なる充実を行った上で、同計画に基づいた総合的な施策の推進が必要。

発生抑制、再使用も重視して一般廃棄物の再生利用、適正処理等の各種施策を推進することが必要。また、バイオマス利用やエネルギー利用強化を重視しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりが重要。

各種リサイクル法については、更なる円滑な施行及び法に定める見直し時期を踏まえた制度の見直しが必要。

産業廃棄物の適正処理のために、排出事業者及び処理業者の優良化や電子マニフェストの普及拡大をさらに推進することが必要。また、PCB 汚染物や微量 PCB 混入廃電気機器の適正な処理体制の構築及び石綿含有廃棄物の安全かつ円滑な処理ルートの確保が必要。

不法投棄防止の早期発見、未然防止対策を引き続き強化することが必要。

3Rを通じて国際的な循環型社会形成を推進するため、G8とアジアにおける複層的な3Rイニシアティブの展開が必要。また、適正な国際資源循環確保に向け、不法輸出入対策に関する国際連携の強化が必要。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の更なる推進を図ることが必要。



### 今後の主な取組

「地域」「国際」等に重点を置いて循環基本計画の見直しを行い、新計画の下、地方環境事務所ともより一層連携しつつ、施策を総合的に推進するとともに、普及広報等により国民運動的展開を行う。

循環交付金の活用等により、廃棄物系バイオマスの有効活用など市町村における一般廃棄物の3R・エネルギー回収等を推進し、循環型の地域づくりを実現する。

家電リサイクルについては、早急に制度見直しを行う。建設リサイクルについては、法定の見直し時期を踏まえ検討を行う。他の個別リサイクル法についても政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。

産業廃棄物については、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進する。PCB 汚染物処理施設の整備推進等のPCB 処理推進方策及び石綿含有廃棄物の新たな処理技術についての検討を行う。

不法投棄対策については、都道府県等との情報共有等、不法投棄の監視・即応体制の強化を図る。

アジア地域を中心に二国間・多国間協力を進めるとともに、2008年のG8サミットに向け行動計画案を作成するなどリーダーシップを発揮する。また、税関との連携やアジア各国との連携体制の強化等により廃棄物等の不法輸出入対策の強化を図る。

単独処理浄化槽使用者への積極的な働きかけを図り、合併処理浄化槽への転換を推進する。

国際的対応の充実・強化等を通じた循環型社会形成の更なる推進に伴う組織体制の整備を行うとともに、食品リサイクル法関連業務及びバイオマス廃棄物の利活用の拡大強化に対応した定員要求を行う。また、廃棄物の適正な越境移動の確保のための業務の強化に対応した定員要求を行う。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	- a
	機構・定員要求への反映	

当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 4-1	<b>国内及び国際的な循環型社会の構築</b>						
	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、ゴミゼロ国際化行動計画等に基づいて国際的な循環型社会構築を図る。						
環境白書での位置づけ	4章2節 循環資源の適正な循環的な利用の推進						
関係課・室	企画課						
指標の名称及び単位	資源生産性[万円/トン] 循環利用率[%] 最終処分量[百万トン]						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	約29	約32	約34	調査中		H22年度	39
	約10	約11	約13	調査中			14
	約50	約40	約35	調査中			28
目標を設定した根拠等	基準年	平成2年度		基準年の値	約21	約8	約110
	根拠等	循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月)					
評価・分析	<p><b>【必要性】</b> 我が国の経済社会を、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な社会へと変えていくためには、我が国の経済社会活動を循環型に変えていく必要がある。このためには、循環型社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することが必要である。 平成15年3月に閣議決定した、循環型社会形成推進基本計画に基づき各種施策を推進しつつ、進捗状況及び計画で定める目標の達成状況を検証し、その効果を各種施策に反映していくとともに、年次報告等を活用して計画の普及を図り、国民のライフスタイルの変革を促すことにより、循環型社会の形成に向けた基盤を整備する必要がある。 また、経済のグローバル化に伴い、循環資源は国境を越えて移動しており、3Rイニシアティブの推進により国際的にも循環型社会を形成する必要がある。</p> <p><b>【有効性】</b> 資源生産性及び循環利用率が年々上昇するとともに、最終処分量が減少しており、循環型社会の構築という目標に向けて進展している。 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を毎年点検することにより、循環型社会の形成に向けた国の取組全体を評価することが可能となり、具体的な施策への反映も可能となっている。 こうした結果は年次報告にとりまとめて国会に報告するとともに、一般向けには出版社を通じて循環型社会白書と市販している(約10,000部)。 3Rイニシアティブの推進により途上国においても廃棄物の適正処理が確保され、天然資源の節約と環境影響の低減が図られる。</p> <p><b>【効率性】</b> 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に不可欠であり、同計画の進捗状況及び目標の達成状況の検証を実施し、施策に反映していくことは、計画の推進を効率的に実施していくために重要な施策である。</p>						



指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値	
指標	ア	349	357	347	342	調査中	395(計画値)	
	イ	304	310	301	293	調査中	340(計画値)	
	ウ	164	165	166	174	調査中	196(計画値)	
	エ	58	77	69	71	調査中	199(計画値)	
	オ	188	212	238	252	調査中	345(計画値)	
	カ	283	402	471	559	調査中	1,011(計画値)	
	キ	420	394	362	330	調査中	388(計画値)	
	ク	146	139	139	140	調査中	172(計画値)	
	ケ	503	554	547	555	調査中	774(計画値)	
	コ	16	17	16	16	調査中	32(計画値)	
	ア	78	81	82	84	調査中	60	
	イ	75	78	81	77	調査中	55	
	ウ	61	63	64	66	調査中	50	
	エ	60	65	68	75	調査中	50	
		40	43	45	52	調査中	H18年度	20
	ア	66	69	72	81	調査中	-	-
	イ	36	45	41	61	調査中	-	-
	ウ	25	23	28	31	調査中	-	-
	エ	12	17	17	21	調査中	-	-
	ア	98	-	-	98	-	H22年度	95
	イ	99	-	-	99	-		95
	ウ	89	-	-	91	-		95
	ア	75.1	77.5	76.9	75.2	調査中	各年度	50
	イ	43.8	48.7	54.8	53.2	調査中		20
	ウ	66.7	70.9	73.9	76.9	調査中		55
	エ	63.0	63.4	64.2	66.3	調査中		55
	オ	72.3	73.5	73.7	73.2	調査中		60
	カ	80.0	77.6	76.8	76.5	調査中		55
	キ	53.8	56.1	55.1	63.0	調査中		30
	ク	50.0	50.0	50.0	50.0	調査中		50
	ア	-	-	-	48.0~70.0	調査中	各年度	30
	イ	-	-	-	93.0~94.7	調査中		85
ア	2,795	2,911 (92.3%)	2,835 (92.2%)	1,753(95.1%)	調査中	H22年度	2,368(97.9%) (計画値)	
イ	2,807	2,922 (92.6%)	2,826 (92.6%)	1,760(95.4%)	調査中		2,367(97.9%) (計画値)	
ウ	2,740	2,872 (91.0%)	2,788 (91.3%)	1,747(94.7%)	調査中		2,368(97.9%) (計画値)	
エ	525	748(23.7%)	772(25.3%)	551(29.9%)	調査中		1,432(59.2%) (計画値)	
オ	2,747	2,891 (91.6%)	2,796 (91.6%)	1,747(94.7%)	調査中		2,380(98.4%) (計画値)	
カ	1,306	1,685 (53.4%)	1,757 (57.5%)	1,160(62.9%)	調査中		1,991(82.3%) (計画値)	
キ	3,123	3,116 (98.8%)	2,995 (98.1%)	1,826(99.0%)	調査中		2,409(99.6%) (計画値)	
ク	3,130	3,108 (98.5%)	2,988 (97.9%)	1,827(99.1%)	調査中		2,411(99.7%) (計画値)	
ケ	2,105	2,446 (77.5%)	2,391 (78.3%)	1,551(84.1%)	調査中		2,313(95.7%) (計画値)	
コ	1,849	2,031 (66.4%)	1,966 (66.4%)	1,344(72.9%)	調査中		2,125(87.9%) (計画値)	
目標を設定	基準年	-			基準年の値	-		

した根拠等	根拠等	<p>、 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第九条第六項の規定</p> <p>特定家庭用機器再商品化法施行令</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針</p> <p>特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針</p> <p>パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則</p>
-------	-----	--

評価・分析	<p><b>【必要性】</b>          廃棄物の排出量が高水準で推移し、最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要である。</p> <p><b>【有効性】</b>          容器包装リサイクル法の施行に伴い、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では平成 9 年度の約 125 万トンから平成 17 年度には約 273 万トンと増加している。また、個々の特定事業者においては、容器包装を減量化したり、リサイクルしやすい製品を開発したりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んでおり、一定の効果が上がっているものと考えられる。          家電リサイクル法について、平成 18 年度に全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は 11,616 千台(ほぼ前年度と同程度)であり、法施行 5 年目も全体的に順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。          食品リサイクル法について、食品関連事業者による再生利用等の実施率について平成 17 年度には 52%(平成 16 年度 45%)と順調に推移した。          建設リサイクル法について、特定建設資材の再資源化等の実施率は順調に推移しており、平成 17 年度でコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は目標を達成している。          自動車リサイクル法について、自動車破碎残さ及びガス発生器の再資源化率(平成 17 年度)はすべてのメーカーで目標値を達成している。          資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率(平成 17 年度)についてはすべての製品区分で目標値を達成している。</p> <p><b>【効率性】</b>          環境省が実施している各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等により、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進が図られることとなり、各種リサイクル制度の適正な施行を図る上で効率的である。          施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。</p>
-------	--



<p><b>&lt;今後の展開&gt;</b>          循環資源の3Rについては、各種リサイクル法において着実な成果をあげているが、更なるシステムの充実強化や、法に定める評価・検討の時期を迎えることから、下記の政策を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装リサイクルについては、平成 20 年 4 月の「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」の施行に向けて、必要な省令等の整備を行う。また、特に容器包装廃棄物の発生抑制に重点を置いた普及啓発事業等の展開を積極的に実施する。</li> <li>・家電リサイクルについては、制度の在り方に関する様々な論点について、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合での議論を踏まえ、必要な措置を講ずる。</li> <li>・食品リサイクルについては、改正法が平成 19 年中に施行されると見込まれることから、それに向けて、必要な政省令等</li> </ul>
---

の整備、改正法に関する普及啓発事業等を実施する。

- ・建設リサイクルについては、法で定める見直し時期が平成19年5月に到来することから、建設リサイクル制度に関する評価・検討を行い、その結果に応じ必要な措置を講ずる。
- ・自動車リサイクルについては、不法投棄等対策支援の強化を図るとともに、使用済自動車に関する流通実態調査を実施する。
- ・資源有効利用促進法については、平成20年4月までに見直しを行う必要があることから、評価・検討を行い、その結果に応じ必要な措置を講ずる。

目標 4-3	<b>一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</b>						
	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。						
環境白書での位置づけ	4章3節 廃棄物の適正な処理の推進						
関係課・室	廃棄物対策課						
指標の名称及び単位	一般廃棄物の排出量[百万トン](国民1人当たり[g/日]) 一般廃棄物のリサイクル率[%] 一般廃棄物の最終処分量[百万トン] 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年] (参考)ごみ発電の総発電能力[MW] (参考)ごみ発電の総発電量[GWh]						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	54(1,166)	54(1,166)	53(1,146)	53(1,131)	調査中	H22年度 H22年	49
	16	17	18	19	調査中		24
	9	8.5	8.1	7.3	調査中		6.4
	370	71	64	62	調査中	H21年度	51
	1,365	1,441	1,491	1,515	調査中		2,400
	6,366	7,100	7,129	7,036	調査中		11,800
目標を設定した根拠等	基準年	～平成9年度 平成15年度		基準年の値	53 71	11 12	
	根拠等	～ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画、 京都議定書目標達成計画、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針					
評価・分析	<p><b>【必要性】</b></p> <p>近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。</p> <p>大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。</p> <p>このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要である。</p> <p>国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。</p> <p>また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。</p> <p><b>【有効性】</b></p>						

一般廃棄物(ごみ)の排出量は、総量及び国民1人当たりの排出量ともに平成12年度以降減少する傾向にある。

一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加しており、容器包装リサイクル法の浸透等により、今後更に増加することが予想される。

一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。

一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成12年9月策定の目標が達成されたことを受け、17年6月に22年末の新たな削減目標値(51g-TEQ)を定めたところであり、17年(16年12月1日から17年11月30日まで)も16年に比べ排出量を2g-TEQ削減した。

一般廃棄物処理施設等については、平成17年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域のかつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところであり、平成18年度には、新たに96の地域において「循環型社会形成推進地域計画」が策定され、施設整備及び調査等が実施された。

法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。

**【効率性】**

一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の作成に当たって費用対効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性の一層の向上を図っている。

循環型社会の形成に向け、コスト分析の手法を市町村に提供することとしており、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。



**<今後の展開>**

市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進め、地域における循環型社会づくりを実現するとともに、バイオマス活用や廃棄物からのエネルギー回収により、脱温暖化社会にも貢献する。

一般廃棄物会計基準、ごみの有料化に関するガイドライン、一般廃棄物の処理システムに関するガイドライン等の普及・啓発に努め、廃棄物の減量・リサイクルの推進を図る。

目標 4-4	<b>産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</b>						
	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。						
環境白書での位置づけ	4章1節 廃棄物等の発生抑制						
	4章2節 循環資源の適正な循環的な利用の推進						
	4章3節 廃棄物の適正な処理の推進						
関係課・室	廃棄物対策課						
指標の名称及び単位	産業廃棄物の排出量[百万トﾝ] 産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率[%] 産業廃棄物の最終処分量[百万トﾝ] 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年] 高圧トランス等(PCB 廃棄物)の保管量[万台]						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	393	412	417	集計中(H19中)	-	H22年度	458
	46.3	48.9	51.3	集計中(H19中)	-		47
	40	30	26	集計中(H19中)	-		30
	(14年) 265	(15年) 74	(16年) 69	集計中(H19中)	-	H22年	50
	27	27	集計中(H19中)	集計中(H19中)	-	H28年	0
目標を設定した根拠等	基準年	～ 平成9年度 平成9年 平成13年度		基準年の値	410 41 66 1,505 24		

	根拠等	<p>～ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針</p> <p>我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画</p>
評価・分析		<p><b>【必要性】</b></p> <p>廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他適正な処理を進めることは、我が国の生活環境を保全し、国民の健康を保護するとともに産業活動を持続する上で必要である。</p> <p>これらの取組は資源の投入量を減らし、循環されるものの量を増やし、最終処分量を減らすことにつながり、循環型社会を構築する基盤となる。</p> <p>また、難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのある PCB 廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況が続いていることから、国として PCB 廃棄物処理のための体制を構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが必要である。</p> <p>石綿含有産業廃棄物は、建築物等の解体に伴って、今後大量に発生することが予想され、これらを円滑に処理するために十分な処理体制を確保することが必要である。</p> <p><b>【有効性】</b></p> <p>産業廃棄物については、平成 16 年度における排出量は 417 百万トンであり、多少増加してはいるものの目標値(458 百万トン以下)を引き続き下回っている。また、再生利用率は約 2.4 ポイント増の 51.3% (目標値 47% 以上)、最終処分量も 26 百万トン(目標値 30 百万トン以下)となり、目標を達成している。</p> <p>産業廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出量については年々削減され、これまでの目標が達成された。新たに平成 22 年度の目標を設定し、引き続き削減に取り組んでいる。</p> <p>PCB 廃棄物の処理については、北九州市、豊田市、東京都、大阪市、室蘭市における処理施設の立地及び全国的な処理体制が具体化し、平成 16 年 12 月には北九州市、平成 17 年 9 月には豊田市、同年 11 月には東京都、平成 18 年 10 月には大阪市において、それぞれ PCB 廃棄物の処理施設の整備を完了し、処理を開始した。また、室蘭市においても処理施設稼働に向け工事を進めており、平成 28 年 7 月までに処理完了という目標達成に向けて着実に進展している。</p> <p>石綿含有廃棄物の処理については、平成 18 年に改正廃棄物処理法等が施行され、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定する制度が創設された。今後、この制度等を利用して、円滑な処理体制を確保していく。</p> <p>法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。</p> <p><b>【効率性】</b></p> <p>産業廃棄物課の予算の大部分を占める産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及び PCB 処理施設整備事業は、いずれも独自に費用に対する効果を算出しており、効率性の高い事業を行っている。</p> <p>その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するために必要最小限であり、効率性に配慮している。</p>



<p><b>&lt;今後の展開&gt;</b></p> <p>今後も発生抑制、再生利用を推進するとともに、処理業者の優良化、電子マニフェストの普及等に取り組み、適正処理を進める。</p> <p>PCB 廃棄物についても、処理体制の構築など確実かつ適正な処理の推進を行う。</p> <p>廃棄物処理法改正により創設された無害化処理認定制度を活用し、石綿含有廃棄物の新たな処理技術に係る検討を行う。</p>
---

目標 4-5	<b>廃棄物の不法投棄の防止等</b>						
	廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止、特別管理廃棄物の適正な処理の確保並びに廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。						
環境白書での位置づけ	4 章 3 節 廃棄物の適正な処理の推進						
	4 章 4 節 国際的循環型社会構築への取組						
関係課・室	適正処理・不法投棄対策室						
指標の名称及び単位	産業廃棄物の不法投棄件数[件] 産業廃棄物の不法投棄量[百万ト]ン 5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数[件] (参考)パーゼル法輸出承認件数[件] (参考)パーゼル法輸入承認件数[件] (参考)廃棄物処理法輸出確認件数[件] (参考)廃棄物処理法輸入許可件数[件]						
指標年度等	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標年	目標値
指標	934	894	673	558	H19 秋公表予定	H22 年度	H11 年度に対し概ね半減
	31.8	74.5	41.1	17.2	H19 秋公表予定		
	9	4	7	7	H19 秋公表予定	H21 年度	0
	3	5	11	15	16	-	-
	17	19	19	29	28	-	-
	3	43	78	30	23	-	-
	2	4	1	5	4	-	-
目標を設定した根拠等	基準年	～ 平成 11 年度		基準年の値	1,049	43.3	
	根拠等	～ 不法投棄撲滅アクションプラン					
評価・分析	<p><b>【必要性】</b>          不法投棄等の不適正処理や不正輸出は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等の対策を講じることが必要である。          循環型社会の形成に当たっての前提となる廃棄物の適正処理の確保に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし優先度の高いものである。</p> <p><b>【有効性】</b>          平成 16 年 6 月に大規模不法投棄事案の 5 年以内の撲滅を当面の目標に、地域における意識の向上、廃棄物処理体制の強化、制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを策定した。アクションプランに沿い、廃棄物運搬車両のステッカー貼付、優良産業廃棄物業者の育成、行政における人材育成のための産廃アカデミーの開催等を進めている。          また、平成 16 年 6 月の不法投棄撲滅アクションプランに基づき不法投棄ホットラインを設けて不法投棄に関する国民からの情報を受け付けており、寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。          都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成 10 年 6 月以降に不適正処分された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進センター基金の補助により、平成 18 年度末までに延べ 67 件の事案の支障の除去、適正処理等を行ったほか、平成 10 年 6 月以前に不適正処分された事案に関しては、平成 15 年 6 月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく暫定措置として、平成 18 年度末までに 8 事案について県が定めた実施計画に環境大臣が同意し、また平成 18 年度より、新規支障除去事業に係る補助は税源移譲することとした。          特別管理廃棄物については、排出事業者から処理業者への確実な廃棄物情報の伝達を図るため、廃棄物処理法施行規則の改正を行い、適正処理を推進した。          廃棄物等の輸出入に関する説明会の実施、事前相談の実施、立入検査等により、廃棄物の不法輸出入を抑制した。          アジア地域における情報交換体制(ネットワーク)の構築を進め、アジア各国の「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するパーゼル条約」担当者によるワークショップの開催及びウェブサイトの運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の日常的な情報交換により、有害廃棄物の不法輸出入を抑制した。</p>						

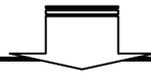
	<p><b>【効率性】</b>  不法投棄等の廃棄物の不適正処理によって生じた生活環境保全上の支障の除去を行うには、巨額の費用(例えば、豊島の事案であれば約450億円、青森・岩手県境の事案であれば約650億円が見積もられている)が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、未然防止対策を重点化していくことが効率的である。</p>
--	--



<p><b>&lt;今後の展開&gt;</b>  不法投棄対策については、早期発見、早期対応及び未然防止のため、各ブロックの地方環境事務所を中心とした都道府県等との情報共有等、連携の一層の強化を図り、都道府県職員等に対する研修会の開催や産廃処理事業者の優良化推進事業等を行っていく。  廃棄物における安全と安心の確保を図るため、有害物質等が含まれる廃棄物の管理対策に関する調査・検討を実施する。  引き続き、地方環境事務所による税関との連携や有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの推進等により、廃棄物等の不法輸出入対策に関する国際的連携の一層の強化等を実施する。</p>
---

目標 4-6	<p><b>浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理</b>  環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。</p>						
環境白書での位置づけ	3章2節 水利用の各段階における負荷の低減						
関係課・室	浄化槽推進室						
指標の名称及び単位	浄化槽の普及率[%] (間接)浄化槽市町村整備推進事業の実施市町村数[市町村数]						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	7.8	8.1	8.4	8.6	調査中	H19年度末	11
	118	163	217	218	211	-	-
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-		
	根拠等	各浄化槽整備事業毎に過年度一定期間の新設基数等の平均伸び率の算出を基に設定					
評価・分析	<p><b>【必要性】</b>  公共用水域の保全に対しては公的な対応が必要であり、水質汚濁の大きな要因となっている生活排水対策のための污水处理施設の整備が重要である。  污水处理施設の整備方策としては、集合処理、個別処理の方法があるが、中小市町村での污水处理施設の整備が喫緊の課題となる中で、個別処理であることからそのような地域で効率的な整備が可能な浄化槽の役割は高い。  平成19年1月に中央環境審議会浄化槽専門委員会において取りまとめられた「浄化槽ビジョン」においても、浄化槽の面的な整備の推進や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換施策の推進等、浄化槽の普及促進に係る施策の必要性が確認されている。</p> <p><b>【有効性】</b>  浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水等を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の増加により、生活排水が適正に処理され健全な水循環が確保されている。  平成17年度末の浄化槽の普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)は8.6%となっており、前年度より上昇している。  浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村も41都道府県218市町村(H17年度)から42都道府県211市町村(H18年度)となり、市町村合併が進み市町村数が大きく減少する中、前年度とほぼ同数の市町村が当該事業を実施している。</p>						

	<p><b>【効率性】</b></p> <p>浄化槽の整備については、中山間地域等、他の汚水処理施設に比べ効率的に設置できる地域を中心に整備を推進している。</p> <p>これまで汚水処理施設整備が進んでいなかった中小市町村に多い中山間地域等の人口散在地域においては、管渠工事を必要としない浄化槽の活用による整備が経済的・効率的である場合が多いと考えられる。</p> <p>浄化槽は短期間でかつ費用も比較的少なく設置できる特長を有しており、投資効果がすぐ現れる。</p> <p>浄化槽市町村整備推進事業(PFI 事業)においては、その具体的な整備・維持管理に当たって民間業者のノウハウ・資金等の活用を図っている。</p>
--	--



<p><b>&lt;今後の展開&gt;</b></p> <p>地域の特性にあった汚水処理施設の整備を迅速に行い、生活排水対策を推進するため、市町村が設置及び維持管理主体となる浄化槽市町村整備推進事業の一層の推進等、事業の拡充を図るとともに浄化槽の維持管理を適正に進める。単独処理浄化槽使用者への積極的な働きかけを図り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。</p> <p>浄化槽に関するNPO等のネットワークの形成等を目的とした「浄化槽フォーラム」の設立等、浄化槽の普及啓発や生活排水対策の取組について、地域の住民やNPO等との連携を強化することにより行う。</p> <p>その他浄化槽ビジョンの提言等を踏まえ、既存単独処理浄化槽の合併化も含めた面的整備の推進や地域住民との連携等による浄化槽の普及施策を行う。</p>	
--	--

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等	
<p><b>&lt;法律&gt;</b></p> <p>循環型社会形成推進基本法(循環基本法)(平成12年法律第110号)</p> <p>循環型社会形成推進基本計画(循環基本計画)(平成15年3月)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)(昭和45年法律第137号)</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)(平成7年法律第112号)</p> <p>特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)(平成12年法律第116号)</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成12年法律第104号)</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)(平成14年法律第87号)</p> <p>資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)(平成3年法律第48号)</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)(平成13年法律第65号)</p> <p>特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法)(平成15年法律第98号)</p> <p>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)(平成4年法律第108号)</p> <p>浄化槽法(昭和58年法律第43号)</p> <p><b>&lt;税制&gt;</b></p> <p>再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置等</p>	

目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	関連する予算事項名及びその予算額(千円)		
		H18当初	H19当初	H20反映
4-1	循環型社会形成年次報告策定事務費	15,088	13,432	
	循環型社会推進等経費	113,671	90,033	
	廃棄物行政情報システム運営費	58,941	44,941	
	広域最終処分場等計画調査	52,800	45,500	
	広域廃棄物埋立処分場の内大阪湾広域臨海環境整備センター	736,238	2,011,945	
	3Rイニシアティブ国際推進費	103,031	120,014	
	市町村の廃棄物処理事業の3R化に向けた改革調査費	-	15,078	
	新たな循環型社会形成推進基本計画の策定業務経費	-	10,922	×
	物質フロー会計に関するOECDワークショップの開催	-	20,320	×
廃棄物対策等共通経費	112,091	72,322		

4-2	容器包装に係る3R推進事業費	53,396	52,298	
	改正容器包装リサイクル法施行に係る実態調査等事業費	45,296	72,808	
	家電リサイクル推進事業	-	42,981	
	食品リサイクル推進事業	-	19,121	
	建設リサイクル法の施行状況基礎調査	-	3,364	
	使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進調査	-	10,536	
	資源の有効利用促進に係る適正化事業	-	16,640	
	循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事務費	7,483	14,356	
	個別リサイクル法に基づく立入検査等経費(地方環境対策分)	-	464	
	リサイクル制度の体系化・高度化推進事業費	35,027	-	-
	事前回収物品等リサイクル促進手法検討調査	14,107	-	-
	容器包装に係る3R推進広報事業	55,551	-	-
4-3	一般廃棄物処理施設からの未規制物質の排出実態及びその低減化に関する調査	8,100	8,000	
	一般廃棄物処理事業等調査	6,500	6,500	
	一般廃棄物に係る新基準策定調査	4,000	4,000	
	適正処理困難物の最適回収・処理システム開発調査	2,800	2,800	
	市町村等における廃棄物処理施設の適正発注マニュアル作成に関する調査	3,200	-	-
	廃棄物処理施設の効率的な整備推進に関する調査	31,200	31,200	
	し尿処理施設等整備費補助	2,282,690	38,974	
	廃棄物循環型処理施設	20,497,631	17,676,376	
	廃棄物循環型基幹改良事業費補助	512,441	-	-
	首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額	98,000	70,000	
	循環型社会形成推進交付金	29,320,977	32,704,000	
	特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費	8,475	8,035	
	循環型社会形成推進事業費	45,092	15,676	
	循環型社会推進事業費(地方環境対策分)	38,983	31,689	
	廃棄物処理技術等情報提供システム管理・運営費	7,945	7,133	
	不適正処分場による土壌汚染防止方針検討調査費	6,244	-	-
	一般廃棄物処理における RoHS 規制対策物質等対策調査	14,246	13,551	
	災害等廃棄物処理事業対策費	100,000	458,000	
	市町村の廃棄物処理事業の3R化に向けた改革調査費	-	15,078	
	バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース化・モデルシステム化調査	-	10,391	
	21 廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理・運営費	-	9,030	
	22 首都圏震災廃棄物対策費	-	7,091	
	23 廃棄物処理施設等標準発注仕様書作成調査費	-	6,600	
	24 ダイオキシン類削減対策総合推進費	12,770	12,058	
	25 廃棄物処理施設における温暖化対策事業(再掲:1-1)	-	-	-
	26 廃棄物処理施設災害復旧費補助	-	30,705	
	27 廃棄物処理等科学研究費	1,300,000	1,261,000	
4-4	産業廃棄物情報管理システム構築事業費	13,388	17,846	
	廃棄物最終処分場等に係る基準設定調査	81,983	59,819	
	産業廃棄物処理事業対策立入調査指導費	9,211	4,827	
	産業廃棄物行政人材育成費	11,764	8,453	
	産業廃棄物排出・処理状況調査	8,093	7,597	
	産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策費	5,090	6,131	
	産業廃棄物処理業優良化推進事業費	55,730	55,709	
	電子マニフェスト普及促進事業費	97,999	89,972	
	ロンドン条約対策費	3,003	-	-
	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業	3,010,000	3,010,000	
	廃棄物処理センター整備基本計画調査	20,700	20,000	

	広域廃棄物埋立処分場の内廃棄物処理センター	22,000	22,000	
	PCB 廃棄物データベースの構築・運営	5,217	5,217	
	低濃度 PCB 汚染物の適正処理実証調査事業	17,813	28,375	
	PCB 廃棄物の広域的な収集運搬の推進に係る調査	18,055	-	-
	PCB 廃棄物対策推進費補助金	2,000,000	2,000,000	
	PCB 処理施設整備事業	21,990,000	15,502,000	
	PCB 廃棄物処理事業に係る事業評価検討調査	4,300	3,900	
	石綿廃棄物適正処理方策検討調査	19,698	14,522	
	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業	-	9,850	
	21 廃棄物処理施設に対する温暖化対策事業(再掲1-1)	-	-	-
4-5	不法投棄早期対応システム整備費	12,549	11,928	
	産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業(地方環境対策)	9,576	15,490	
	不法投棄事案対応支援事業	39,969	32,958	
	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	3,970,000	3,970,000	
	バーゼル条約対策費	12,666	12,483	
	アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	31,251	35,144	
	アジア資源循環推進ネットワーク形成事業(地方環境対策)	3,007	4,586	
	アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業	24,797	42,166	
	特別管理廃棄物処理基準設定費	24,818	17,127	
	クリアランス廃棄物管理システム整備費	31,502	8,730	
	クリアランス廃棄物管理システム整備費(地方環境対策)	-	349	
4-6	浄化槽対策推進費	82,722	71,873	
	污水处理施設の効率的整備促進に関する調査	23,000	22,300	
	浄化槽整備計画策定マニュアル改定調査	7,200	-	-
	小規模事業場への浄化槽技術適用調査	-	7,000	
	循環型社会形成推進交付金	13,679,023	13,296,000	
	浄化槽管理士国家試験費	3,493	3,495	
	浄化槽整備推進費	55,433	45,319	

#### 終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
4-1	H19年度の単年度事業のため	「循環型社会推進等経費」等でフォローアップを実施する予定
4-1	H19年度の単年度事業のため	予算事項の廃止(次年度以降は他国で開催)

#### 特記事項

##### <政府重要政策としての該当>

施政方針演説及び所信表明演説: 第156回国会(平成15年1月31日)、第159回国会(平成16年1月19日)  
 第161回国会(平成16年10月12日)、第162回国会(平成17年1月21日)  
 第164回国会(平成18年1月20日)、第166回国会(平成19年1月26日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(平成17年6月21日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日)

主要国首脳会議(シーアイランド・サミット)(平成16年6月10日)持続可能な開発のための科学技術(骨子)(3R行動計画)

G8エビアン科学技術行動計画を踏まえて、新たな取り組みを含む「持続可能な開発のための科学技術の次なる措置: 3Rイニシアティブに関する行動計画」を採択

3Rイニシアティブ閣僚会合(平成17年4月30日)

バイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年3月31日)

##### <当該施策に係る府省庁>

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、外務省

##### <昨年度評価書からの変更点>

〔一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)〕

一般廃棄物の排出抑制対策の効果をよりわかりやすく表示するため「国民1人当たり[g/日]」を追加

各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	4-1-	資源生産性
	4-1-	循環利用率
	4-1-	最終処分量
	4-2-	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量
	4-2-	家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率
	4-2-	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率
	4-2-	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率
	4-2-	資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率
	4-2-	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ及びガス発生器(エアバッグ等)の再資源化率
	4-2-	(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数
	4-3-	一般廃棄物の排出量
	4-3-	一般廃棄物のリサイクル率
	4-3-	一般廃棄物の最終処分量
	4-3-	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量
	4-3-	(参考)ごみ発電の総発電能力
	4-3-	(参考)ごみ発電の総発電量
	4-4-	産業廃棄物の排出量
	4-4-	産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率
	4-4-	産業廃棄物の最終処分量
	4-4-	産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量
	4-4-	高圧トランス等(PCB 廃棄物)の保管量
	4-5-	産業廃棄物の不法投棄件数
	4-5-	産業廃棄物の不法投棄量
	4-5-	5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数
	4-5-	(参考)バーゼル法輸出承認件数
	4-5-	(参考)バーゼル法輸入承認件数
	4-5-	(参考)廃棄物処理法輸出確認件数
	4-5-	(参考)廃棄物処理法輸入許可件数
	4-6-	浄化槽の普及率
	4-6-	(間接)浄化槽市町村整備推進事業の実施市町村数
指標の解説	4-1-	: GDP / 天然資源等投入量
	4-1-	: 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源等投入量)
	4-1-	: 廃棄物最終処分量
	4-2-	: 容器包装リサイクル法に基づき、市町村等による容器包装廃棄物の分別収集の状況
	4-2-	: 家電リサイクル法に基づき、製造業者及び指定法人等が再商品化等を実施した状況
	4-2-	: 食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者が再生利用等を実施した状況
	4-2-	: 建設リサイクル法に基づき、受注者等が特定建設資材の再資源化等を実施した状況
	4-2-	: 資源有効利用促進法に基づき、各事業者がパソコン及び小形二次電池を自主回収及び再資源化した状況
	4-2-	: 自動車リサイクル法に基づき、自動車製造業者等が引き取った自動車破砕残さ又はガス発生器(エアバッグ類)について再資源化等を実施した状況
	4-2-	: 容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施している市町村の状況
	4-3-	: 一般廃棄物の排出量は、市町村が回収する「計画収集量」、住民等が直接搬入する「直接搬入量」、住民団体により回収する「資源ごみの集団回収量」の総和である。
	4-3-	: 一般廃棄物のリサイクル率(%)は、〔直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量〕 ÷ (ごみの総処理量 + 集団回収量) × 100 で表される。
	4-3-	: 一般廃棄物の最終処分量は、焼却灰等中間処理後の埋立量と直接埋立量の総和である。
	4-3-	: 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、個々の焼却施設の年間焼却量、ごみ1tあたりの乾き排ガス量及び排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果を用いて推計した値である。

	<p>4-3- :ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行う能力の総和であり、対象施設は、市町村・事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。</p> <p>4-3- :ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行った発電量総和であり、対象施設は、市町村・事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。</p> <p>4-4- :事業者からの産業廃棄物の排出量</p> <p>4-4- :産業廃棄物排出量のうち、リサイクルされた割合</p> <p>4-4- :産業廃棄物排出量のうち、最終処分された割合</p> <p>4-4- :産業廃棄物焼却炉からの年間ダイオキシン類排出量</p> <p>4-4- :事業者が保管している高圧トランス等の保管量</p> <p>4-5- :産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規発覚件数</p> <p>4-5- :産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規発覚量</p> <p>4-5- :4-5- のうち、1件あたりの不法投棄量が 5,000 トンを超えるもの</p> <p>4-5- :パーゼル法の規制対象物の輸出に対する許認可件数</p> <p>4-5- :パーゼル法の規制対象物の輸入に対する許認可件数</p> <p>4-5- :廃棄物処理法の規制対象物の輸出に対する許認可件数</p> <p>4-5- :廃棄物処理法の規制対象物の輸入に対する許認可件数</p> <p>4-6- :浄化槽普及人口の総人口に対する割合</p> <p>4-6- :浄化槽市町村整備推進事業における当該年度の当初内示時の実施市町村数の合計</p>
<p>評価に用いた資料等</p>	<p>4-1- ~ :循環型社会形成推進基本計画の進捗状況について(第3回)</p> <p>4-2- 、 :平成 17 年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について</p> <p>4-2- :家電メーカー各社による家電リサイクル実績の公表について(平成 17 年 5 月 27 日報道発表資料)</p> <p>4-2- :平成 18 年食品循環資源の再生利用等実態調査結果の概要(農林水産省ホームページ掲載資料)</p> <p>4-2- :平成 17 年度建設副産物実態調査結果について(平成 18 年 12 月 8 日国土交通省報道発表)</p> <p>4-2- :平成 17 年度資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(環境省ホームページ掲載資料)</p> <p>4-2- :産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクル WG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議資料</p> <p>4-3- ~ :一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成 17 年度実績)について</p> <p>4-3- :一般廃棄物焼却施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度について</p> <p>4-3- ~ :一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成 17 年度実績)について</p> <p>4-4- ~ :産業廃棄物排出量のうち、最終処分された割合</p> <p>4-4- :廃棄物焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度等について</p> <p>4-4- :PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果について</p>



<p>指標に影響を及ぼす外部要因</p>	<p>4-2- 、 及び 4-6- :市町村合併</p>
----------------------	------------------------------